○東京藝術大学音楽学部名義使用に関する要項

令和2年2月13日 音楽学部教授会決定

改正 令和3年10月21日

(趣旨)

第1 この要項は、音楽学部の名義使用の取扱いその他必要な事項を定めるものとする。

(名義)

- 第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 名義 「後援 東京藝術大学音楽学部」又は「協力 東京藝術大学音楽学部」をいう。
 - (2)後援 当該事業の趣旨に賛同し、応援の意を表すること。
 - (3) 協力 当該事業の実施のために特定の役割を担うこと。 (許可基準)
- 第3 音楽学部は、次に掲げる諸事業を行う名義使用申講者から願出のあったときは、これを許可することができる。
 - (1) 音楽学部教授会構成員が主催する催し
 - (2) 音楽学部教授会構成員が講師等を務める団体等の催し
 - (3) 音楽学部教授会構成員が共同研究等を行う団体等における成果発表の催し
 - (4) 音楽学部教授会構成員が所属する学会等で、本学施設を使用する催し
 - (5) 奨学金給付財団等で、在学生及び卒業生が参加する催し
 - (6) その他学部長が適当と認める催し
- 2 音楽学部との受託事業を行う団体の名義使用については、前項及び第4から第 7までの手続きは不要とする。

(願書)

第4 名義使用の許可を受けようとする者は、別紙様式の願書及び添付書類を音楽 学部長に提出しなければならない。

(許可)

第5 音楽学部長は、前項の願書を受理したときは、音楽学部教授会の審議を経て 許可をする。

(変更)

第6 名義使用申請者は、事業計画に変更のあったときは、直ちに届け出なければならない。

(報告)

第7 名義使用申請者は、事業終了後直ちにその結果について報告書を提出しなければならない。

(経費)

第8 音楽学部は、名義使用を許可した事業に対して、経費を負担しない。 (事務) 第9 名義使用に関する事務は、音楽学部事務部において処理する。

附則

- 1 この要項は、令和2年2月13日から施行する。
- 2 東京藝術大学音楽学部名義使用に関する申合せ(平成26年9月25日教授会申合せ)は、廃止する。

附則

この要項は、令和3年10月21日から施行する。

東京藝術大学音楽学部長 殿

団 体 名 代表者・職氏名 所在地・電話番号

名義使用許可願

このたび、下記事業を開催することになりましたので、名義使用を許可してく ださるよう関係資料を添えて申請します。

なお、本願出の事業に関して、貴学部に経費の負担をお願いすることはありません。

記

1	事 業 名 称	
2	開催目的・趣旨	
3	主催(共催)者名	
4	開催期間	
	/ii E //ii Fi	
5	開催場所	
6	参加人員	
_	<i>♣</i> → 	
7	参加者負担金等	
8	使用を希望する名義	後 援 ・ 協 力
	及川で加玉)の石材	12/12/100/13

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 事業に必要な経費の出入りを明らかにする書類
- 3 主催団体の沿革、組織、活動等を明らかにする書類
- 4 役員、会員等の住所、氏名、職業等を明らかにする書類
- 5 従来から実施している事業である場合は、前回の事業を明らかにする書 類